

令和6年度第9回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年12月10日（火）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開 会 時 間	13時30分					
閉 会 時 間	14時52分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番	市 川 春 樹	欠席	5 番	井 田 厚 美	出席
	2 番	井 上 武	出席	6 番	田 邊 元 史	出席
	3 番	庄 倉 三保子	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
	4 番	黒木 美由紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	8 番	牛 田 弘 則	出席	14 番	秦 野 勝 仁	出席
	9 番	吉次 純一郎	出席	15 番	板 秀 樹	出席
	10 番	白 川 透	出席	16 番	足 井 秀 二	出席
	11 番	松 本 美 樹	出席	17 番	野 口 龍 馬	出席
	12 番	糸 田 雅 樹	出席	18 番	山 田 安 身	出席
	13 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	17 番	野 口 龍 馬		18 番	山 田 安 身	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	0 人					

付 議 案 件	
議案番号	提 出 議 案 の 題 目
第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	非農地証明の交付について
第 3 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
報告事項	(1) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について (3) 使用貸借の合意解約について (4) 農地法第18条第6項の規定による通知について (5) 各地区の遊休農地パトロールまとめについて
その他	(1) 令和6年度第10回南部町農業委員会総会日程

		農地も作業委託で さんご自身がされています。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第 1 号『農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第 2 号 非農地証明 の交付につ いて	議長	議案第 2 号『非農地証明の交付について』提案者より説明を求めます。
	局長	【 議案第号朗読及び説明（議案書 2 頁）】 番号 1 土地の表示： 登記： 畑 現況：原野 m² 申請人： 20 年以上前から耕作及び管理されていない状況で、柿の老木目通り 80 cm を確認しています。申請者は先ほどの 3 条申請と同じ方です。南部町の農地を全て贈与したいという中で、 の現地調査に行ったところ、農地の状況ではないことから、所有権移転申請から非農地証明の申請に切替えて頂いたものでございます。本日の午前中に委員の方々に現地調査をして頂きました。
	議長	議案第 2 号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	本日現地確認をしました。20 年以上前から耕作管理されていないという説明ですが、笹の伸び具合など現地の様子を見ますと、7、8 年くらいで、20 年も前から管理されていない状態ではないように思いました。非農地証明を出される根本的根拠をお聞かせ願いたいと思います。
	局長	ご本人さんから、約 20 年以上前から管理をしていないと聞き取りをさせて頂きました。現地は山林化まではなっていませんが、周りの状況から見て一定の期間が経過していると確認しています。
	議長	本人確認で、本人さんが 20 年以上と言われても本当に 20 年経過しているのか検討して証明するのは我々の仕事です。今の局長の答弁では、本人さんだけの申し出を信じて進められたと解釈されます。私の見解から答えさせて頂きますと、年齢からいって申請者はおそらく終活に入っておられるのでないかと思います。そのような事情の中で、あのような農地をいつまでも投げておくわけにはいきません。20 年が経過していなくても、どうにかしなければという感じがいたしております。地元委員はどのようにお考えですか。
	岡田委員	確かに、これから先、後を継ぐ人が少なくなって、こういう所が増えてくるのではないかと思います。会長が言われたように、年齢的なことを考えれば、やむを得ない状況ではないかなと思っています。
	田邊委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
		議案第 2 号『非農地証明の交付について』議決、承認されました。
議案第 3 号 農用地利用 集積等促進 計画案の意 見照会につ いて	議長	議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 3～9 頁）】 農地番号 1～64 番 設定を受ける者： 24 名 設定をする者 ： 31 名 設定をする土地： 64 筆 計 90,319 m²
	議長	議案第 3 号につきまして質疑を受けます。

	庄倉委員	52 番から 57 番についてですが、 の農地をたくさん借りられます。この地域は法人さんや担い手さんが色々おられますが、何故、 の方が耕作されるのですか。 それから、9 ページの さんと 11 ページの さんですが、従事する者の数が 0 人ですが、どのような格好で農業をされているのですか。
	前田主幹	さんは相対からの切り替えで、以前から借受けされている経緯があって、引き続き耕作をしたいと言う申し出でした。 からでしたら、そんなに遠くはないと言う事でした。 さんと さんは、本人さんが 1 人だけでされています。 さんは、農地を所有されたり借りたりは今回初めてですが、 の会社に勤められたりして農業経験はある方です。農業体験の手伝いとかも積極的にされていて、ある程度の知識もお持ちです。農作業受託という形でも携わっておられます。 さんですが、借りられる農地は、 さんの農地と見た目上は一筆になっているが、登記上二つに分かれています。所有されている農機具は管理機と草刈り機ぐらいですが、自分の田んぼと一緒に作業委託をされて作っておられる状況です。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。1 番から 4 番までは、私の親族の案件ですので、議案第 3 号の 1 番から 4 番を除いてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』に対する農業委員会の意見とすることについて 1 番から 4 番を除いて議決、承認されました。 1 番から 4 番につきましては、私は退室しまして、庄倉委員に議長をお願いします。
		(恩田議長退室、庄倉委員議長席へ)
	議長	議長を務めさせていただきます。1 番から 4 番についてご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の意見照会について』に対する農業委員会の意見とすることについて、1 番から 4 番について議決、承認されました。
		(恩田議長入室)
5. 報告 (1) 共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について (2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について	議長	報告に入ります。(1) 番と (2) 番は公共事業に係わるものですので、併せて報告をお願いします。
	局長	【(1) 共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用の農地復元の完了について】【(2) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る一時転用について】朗読 報告(1) 番は一時転用の完了報告でございます。担当地区の市川委員と事務局で、農地に復元されていることを確認しております。 報告(2) 番は、新たに一時転用をするということで報告を受けているものです。こちらは既に工事が始まっておりまして、工事前に担当地区の田邊委員、板委員、事務局で現地は農地であることを確認しております。
	庄倉委員	(2) 番の賃料はいくらですか。
	局長	6 ヶ月間で 10 アール当たり 円です。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。(質問、意見等なし。)
(3) 使用貸借の合意解約について	議長	(3) 番と (4) 番の解約について、併せて報告をお願いします。
	局長	【(3) 使用貸借の合意解約について】【(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について】朗読

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について	黒木委員	永小作とはどういう意味ですか。
	局長	農地法が制定される前に永小作権というものがありました。利用権とは異なり、地主と小作人との関係で、半永久的に耕作できる権利でございます。今でも町内にも残っている状況でございます。利用権設定や売買をされる場合は、永小作権を解除して、土地の流動化を図っております。
	議長	分かりやすく言いますと、さんとさんが永小作権を結んでおられる。この場合は両方の人に権利があります。利用権設定の場合は、地主さんに土地の権利があつて、耕作者にはありません。
	黒木委員	分かりましたが、後でもう少しお聞きしたいと思います。
	議長	他にございませんか。(質問、意見等なし。)
(5) 各地区の遊休農地パトロールまとめについて	議長	報告(5)について、説明をお願いします。
	局長	8月から10月にかけて各地区で農地パトロール行ってきました。今年度の遊休農地の概況について、それぞれの班長さんから報告を頂いて、町内の遊休農地の状況について皆さんで共有したいと思っております。
	議長	各班の班長さんお願いします。
	庄倉委員	天津地区は、遊休農地が解消した所がたくさんありました。農業委員自らが草刈りをした所もあります。自分で草刈りをされて解消した所もありますが、新たに2筆ほど出てきましたので、地権者さんと解消に向けて話をしていきたいと思っています。天津地区は平場のよく見える所が多いので、うかうかしておられないと考えています。また、で中間管理機構に出したけれど、機構が出来ないと途中で返ってきた所がありますので、そこも解消に向けて何とかしなくてはいけないと思っています。
	足井委員	大国地区は、8月21日の出発式の後にパトロールを行いました。会長をはじめ9名で大国地区をぐるり見て回りました。山に近い農地は、ほとんどが遊休化していく感じで、水の便などのこともあります。非常に厳しい状況でした。明るい話もありまして、今まで何年も耕作されずに草や木が生えて遊休化していた圃場を整備して、来春から耕作ができる状況に向かう所があります。それから、で1町ほどの草刈りはしてありましたが、作付けがされていない圃場に牧草を作られる話もあります。それらが解消になると思います。しかし、これから耕作されない増えていくのではないかと思いますので、一段と努力していかなければならないと思っています。
	井上委員	法勝寺地区は、今回初めて確認して回った中で、木が生えて山林の状態であるが農地として残っている所が多くありました。見た目では農地とは思えない状況になっているところが多々ありました。その他、草刈り等で解消できる所もありましたので、所有者さんに交渉したりしていきたいと思っています。
	板委員	東長田と上長田地区は、情報の共有化を図る為、両担当委員全員で農地パトロールを行っています。東長田方面に関して報告をさせていただきます。東長田地区は、ご承知のとおり非常に高齢化が進んでおりまして、今回のパトロールでも新たに耕作を辞められた農地が何ヶ所ありました。一応管理だけはしてある状態でした。それから、従前より非農地判定で農地に戻すのは難しい所が幾つかあります。改善されたとしても利用される方がいないと言う事もありますので、ちょっと大きな面積になると思いますが、非農地を考えています。
	田邊委員	上長田地区は、山林化が進んでいる状況でございまして、の方では、昨年は草刈りをして解消したけれど、今年は辞められて草が生えてしまっている状況や、の方でも農振地区で一応緑判定であるが、農地に戻すのは難しい状況の所があります。その他につきましても高齢化が進んでおりまして非常に厳しい状況です。施策としては、会長も常々おっしゃっていますように森林組合さ

		んと連携をして、荒廃地に椎茸の原木になるようなナラノ木などを植林するような体制に持っていけないか考えているところです。
	吉次委員	手間地区でございますが、遊休農地は2筆解消しました。の畑の所ですが、不在地主がありまして全部は解消できませんでした。それから、地区で木を片づけたりして解消しております。しかしながら、集落の山側沿いに昔の畑の跡がありまして、そこが少しずつ荒れてくると思われる状況でございましたので、今後、その辺を注視してまいりたいと思っています。
	井田委員	賀野地区は、さんが作っていた所を重点的に見て回りました。ここも耕作される方がなかなか見つかりません。水路が土に埋まって流れない状況もありまして、耕作者を見つけるのは難しい状況です。でも山林化した所が何ヶ所もありまして見て回りましたが、所有者さんも耕作の意思はなく、非農地にせざるを得ないかなと思っています。
	議長	ありがとうございます。天津地区は委員の皆さんで草刈りされたようですが、そのようなことが続くわけがありません。私の考えを言えば、機構に貸し出せば機構は3年間保有して、その間は機構が管理をしなければいけません。そのような事を使われないと、ボランティアでやるというのは限界があります。産業課を通じて機構へ出す形が健全ではないかと思えます。
	庄倉委員	重々承知はしていますが、我々が刈ったところ以外は、自分で草刈をされるという事で、本当にされるのか注視していかなくてはいけないと思っています。
	議長	健全な方向でお願いします。
	庄倉委員	分かりました。
	議長	どこの地域も高齢化が進んでいます。条件の良い農地は既に集積されて、どうにもならない所が残って遊休化している状況が多いのではないのでしょうか。そのような所については、農業委員会を通じて非農地判定も考えてみなければならぬと思います。上長田、東長田を中心に森林組合の事業を利用して、椎茸を作っておられ方に渡し利益を得るような体制を作るのも一つの手段だと思います。
	吉次委員	井田委員さんにお聞きします。さんが作られていたに、の方が機構を通して借りられた農地がありましたが、どのような状況ですか。
	井田委員	そこもパトロールで回りましたが、草刈りがしてありました。これからも見守って行かなければいけないと思っています。
	議長	皆様よりなにかございませんか。(質問、意見等なし。)
令和6年度第9回農業委員会総会の日程	議長	令和6年度第9回南部町農業委員会総会は、令和7年1月9日(木)に開催します。
	議長	以上、第9回南部町農業委員会総会を終了します。